

人権の擁護 ～人権擁護機関～

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出等を受けた場合や、新聞・雑誌等から人権侵犯の情報を知った場合等、救済手続きを開始します。

救済手続きの中で、まず、人権侵害の有無を確認するため調査を行います。ただし、この調査は警察が行うような強制捜査ではありません。調査の結果に応じて、7種類の救済措置のうちから適切な措置を講じます。例えば、法律的なアドバイスを「援助」、当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行ったものに対して改善を求める「説示」「勧告」などです。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続き終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。

令和3年度版「人権教育・啓発白書」によると、令和2年度の人権侵犯事件数(新規救済手続き開始)は、9,589件でした。1000件を越える事案を紹介すると、①プライバシー関係 ②暴行・虐待 ③労働権関係 ④学校におけるいじめ ⑤住居・生活の

安全関係 ⑥強制・強要(多い順)となります。この数字は、救済開始を行った件数なので、実際に起こった人権侵害事案はさらに多いと考えられます。次に、実際にあった例を簡単に紹介します。

③労働権関係事案「職場の上司による部下に対する行き過ぎた指導」(実施された措置Ⅱ「調整」)

法務局に、上司から一方的な叱責や暴言などのパワーハラスメントを受けたという相談あり。調査を実施し、上司による行き過ぎた指導があったことが判明。法務局が立ち会いの下、会社側と被害者による、職場環境改善の話し合いの場を設ける。会社側が、パワハラ防止研修の実施や教育の充実、職員配置の検討などの改善策を提案。被害者が理解を示す。という流れで、改善を図りました。

徳島県在住の方は、実際に人権侵害の訴えをする場合は「徳島県地方務局」088・622・4171「」になります。本市においても、小松島市特設人権相談所を月に一度開設しております。(基本毎月11日に開催していますが、祝祭日等の関係で変更になる場合もありますので、広報こまつしま等で確認をお願いします。)

直接出向かなくても、電話で相談できる方法もあります。

●みんなの人権110番 (05700003110)

●子どもの人権110番 (0120070110)

●女性の人権ホットライン (0570070810)

人権侵害にお悩みの方は、参考にしていただけたら幸いです。(参考「人権の擁護」法務省人権擁護局)

ご案内

「こまつしま市民人権のこまつ」

【日時】12月4日(日)午後2時

【場所】サウンドハウスホール

●第1部 中学生による人権問題意見発表

●第2部 人権コンサート

【講師】前川 裕美さん

3歳から音楽教室に通い、6歳で作曲を始める。小学5年生で進行性の難病網膜色素変性症と診断される。その後音楽を学び続け、高校卒業後、バークリー音楽大学等へ6年間留学。現在は、コンサートや講演活動をしている音楽家として活躍。徐々に視力を失っていく中で、困難に真正面から向き合い、夢に向かって努力を続けることの大切さを、音楽と共に伝える活動に取り組んでいる。株式会社 GraceNote 代表取締役。

市教育委員会生涯学習課 人権教育推進室(新教育庁舎2階) 32・3814 FAX 33・1230 Mail:jinkenkyouiku@city.komatsushima-i.tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (396) 松並敦子・選

河原町四条の路地のジャズ喫茶「蝶類凶鑑」が不意に懐かし

わたくしは私以外になれなくて矢張り此処に居ることにする

筆持てばペン字習いし中学校の名残り留める短歌書くときに

青空に入道雲のわき立てば威嚇するごとく今日の鬼瓦

缶詰を開ければ猫の走り寄り大豆の缶に残念な顔

息だけ頼りに買い出しのわれはリュック降ろして「フーツ」と

吾が庭の青きあじさい満開に小雨しとしと花いきいきと

絹雲の上に覗かる秋の空濁りなき宇宙は遙かに

朝ドラを見ながらパンを焼いているこんな幸せいつまで続く

立板に水 流した様におしやべりして何も残さず去りし友人

わたいたみずながようたいたみずながようたいたみずながようたいたみずながよう